

障がい者福祉のしおり



小山町 福祉長寿課 福祉班

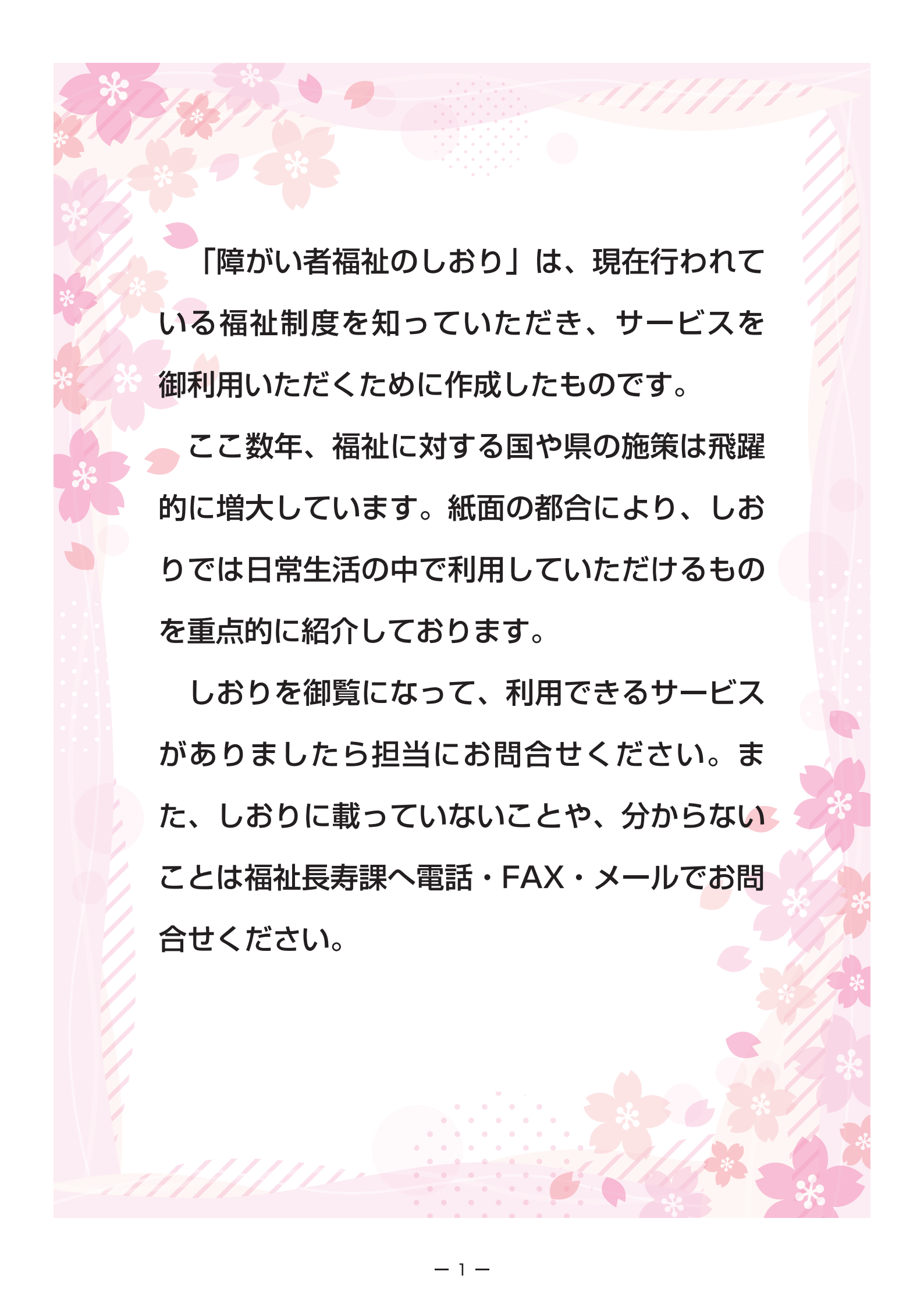
〒410-1395 小山町藤曲57-2

TEL : 0550-76-6661

FAX : 0550-76-4770

E-mail: fukushi@fuji-oyama.jp

令和5年3月



「障がい者福祉のしおり」は、現在行われている福祉制度を知っていただき、サービスを御利用いただくために作成したものです。

ここ数年、福祉に対する国や県の施策は飛躍的に増大しています。紙面の都合により、しおりでは日常生活の中で利用していただけるものを重点的に紹介しております。

しおりを御覧になって、利用できるサービスがありましたら担当にお問合せください。また、しおりに載っていないことや、分からないことは福祉長寿課へ電話・FAX・メールでお問合せください。

目 次

1. 障害別、等級別制度表	4
2. 手帳制度	
(1) 身体障害者手帳	7
(2) 療育手帳	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳	10
3. 医療費に関する援護	
(1) 自立支援医療『更生医療』	12
(2) 自立支援医療『育成医療』	12
(3) 自立支援医療『精神通院医療』	12
(4) 重度障害者(児)医療費助成制度	12
(5) 精神障害者医療費助成制度『入院』	13
(6) 後期高齢者医療制度の適用	13
4. 補装具・日常生活用具の給付など	
(1) 補装具の給付・修理	14
(2) 日常生活用具の給付・貸与	15
(3) 車椅子の貸し出し	15
5. 手当・年金などの支給	
(1) 国民年金法による障害基礎年金	16
(2) 特別児童扶養手当	16
(3) 障害児福祉手当	16
(4) 特別障害者手当	16
(5) 心身障害者扶養共済制度	17
(6) 心身障害者扶養共済制度掛金助成金（小山町総合福祉給付金）	17
(7) 援護金（小山町総合福祉給付金）	17
6. 乗り物に関する援護	
(1) JR、県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引	18
(2) 有料道路通行料金の割引	18
(3) 介護タクシー	18
(4) 福祉有償運送サービス	19
(5) ゆずりあい駐車場	19
7. 税金及び公共料金の控除・免除	
(1) 所得税・住民税等の控除	20
(2) NHK受信料の減免	20
(3) 自動車税の減免	21
(4) 携帯電話基本使用料等の割引	22
(5) 新マル優制度	22

8. 自立支援給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	24
(2) 重度訪問介護	24
(3) 重度障害者等包括支援	24
(4) 同行援護	24
(5) 行動援護	24
(6) 療養介護	24
(7) 生活介護	24
(8) 短期入所（ショートステイ）	24
(9) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	25
(10) 就労移行支援	25
(11) 就労継続支援（A型・B型）	25
(12) 就労定着支援	25
(13) 共同生活援助（グループホーム）	25
(14) 自立生活援助	25
(15) 施設入所支援	25

9. 障害児通所給付

(1) 児童発達支援	26
(2) 放課後等デイサービス	26
(3) 保育所等訪問支援	26

10. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業	26
(2) 手話通訳者の派遣	27
(3) 移動支援事業	27
(4) 地域活動支援事業	27
(5) 訪問入浴サービス事業	28
(6) 日中一時支援事業	28

11. その他事業

(1) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	28
(2) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	29
(3) N E T 1 1 9	29
(4) 電話リレーサービス	29
(5) 駐車禁止適用除外標章の取得	30
(6) ヘルプマーク、ヘルプカード	30
(7) ふれあい案内（N T T 無料番号案内）	30
(8) N T T ふれあいファックス	31

12. 障がい者に関するマークについて

1 障害別、等級別制度表

障害種別、等級 制度の名称		肢 体 不 自 由						内 部 障 害				ページ
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	
自立支援医療	更生医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	育成医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	精神通院医療											
重度障害者医療費助成		○	○					○	○	△		
精神障害者医療費助成												
後期高齢者医療制度（65歳以上）		○	○	○	△			○	○	○		
補装具助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
日常生活用具助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
障害基礎年金		障害基礎年金等級基準による										
特別児童扶養手当（20歳未満）		特別児童扶養手当障害認定基準による										
障害児福祉手当（20歳未満）		障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準による										
特別障害者手当（20歳以上）		障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準による										
心身障害者扶養共済		○	○	○				○	○	○		
援 護 金												
JR運賃割引	1種（本人と介護者）	○	△	△				○	△	○	△	
	2種（本人のみ）		○	○	○	○	○				○	
バス運賃割引	1種（本人と介護者）	○	△	△				○	△	○	△	
	2種（本人のみ）		○	○	○	○	○				○	
タクシー料金割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
航空運賃	1種（本人と介護者）	△	△	△				△	△	△	△	
	2種（本人のみ）		○	○	○	○	○		○	○	○	
有料道路割引	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	家族運転	○	△	△				○	○	○	△	
ゆずりあい駐車場		障害等級が該当し、かつ、歩行が困難な状態にある方										
		○	△	△	△			○	○	○		
所得税・住民税控除	特別障害者控除	○	○					○	○			
	障害者控除			○	○	○	○			○	○	
NHK放送受信料減免	全額	世帯全員が非課税の世帯										
	半額	障がい者が世帯主でかつ契約者であり、障害・等級が該当する方										
自動車税の減免	本人運転	○	○	△	△	△	△	○	○	○		
	家族運転	○	○	△				○	○	○		
携帯電話料金割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新マル優制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
NET119												
駐車禁止適用除外標章の取得		○	△	△	△			○	○	○		

内部障害：心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・肝臓・免疫

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

※障害基礎年金欄の記載は目安です。

※携帯電話料金割引については、割引を実施していない会社もあります。

※バス運賃割引・航空運賃の記載は目安です。詳細については各運送事業者にお問合せください。

障害種別、等級 制度の名称		視 覚 障 害						聴覚・平衡機能障害						ページ
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6		
自立支援医療	更生医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	育成医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	精神通院医療													
重度障害者医療費助成		○	○					○						
精神障害者医療費助成														
後期高齢者医療制度（65歳以上）		○	○	○				○	○					
補装具助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
日常生活用具助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
障害基礎年金		障害基礎年金等級基準による												
特別児童扶養手当（20歳未満）		特別児童扶養手当障害認定基準による												
障害児福祉手当（20歳未満）		障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準による												
特別障害者手当（20歳以上）		障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準による												
心身障害者扶養共済		○	○	○				○	○					
援 護 金														
ＪＲ運賃割引	１種（本人と介護者）	○	○	○	△			○	△					
	２種（本人のみ）				○	○	○		○	○	○	○		
バス運賃割引	１種（本人と介護者）	○	○	○	△			○	△					
	２種（本人のみ）				○	○	○		○	○	○	○		
タクシー料金割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
航空運賃	１種（本人と介護者）	△	△	△	△			△	△					
	２種（本人のみ）				○	○	○		○	○	○	○		
有料道路割引	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	家族運転	○	○	○	△			○	△					
ゆずりあい駐車場		障害等級が該当し、かつ、歩行が困難な状態にある方												
		○	○	○	△			○	○					
所得税・住民税控除	特別障害者控除	○	○					○						
	障害者控除			○	○	○	○		○	○	○	○		
NHK放送受信料減免	全額	世帯全員が非課税の世帯												
	半額	障がい者が世帯主でかつ契約者であり、障害・等級が該当する方												
		○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△		
自動車税の減免	本人運転	○	○	○	△			○	○					
	家族運転	○	○	○	△			○	○					
携帯電話料金割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新マル優制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
NET 119								△	△	△	△	△		
駐車禁止適用除外標章の取得		○	○	○	△			○	○					

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

※障害基礎年金欄の記載は目安です。

※携帯電話料金割引については、割引を実施していない会社もあります。

※バス運賃割引・航空運賃の記載は目安です。詳細については各運送事業者にお問合せください。

障害種別、等級 制度の名称		音声・言語・咀嚼		知的障害		精神障害			ページ
		3	4	A	B	1	2	3	
自立支援医療	更生医療	△	△						
	育成医療	△	△						
	精神通院医療			△	△	△	△	△	
重度障害者医療費助成				○	△	○			
精神障害者医療費助成						△	△	△	
後期高齢者医療制度（65歳以上）		○	△	○		○	○		
補装具助成		△	△						
日常生活用具助成		△	△	△	△				
障害基礎年金		障害基礎年金等級基準による							
特別児童扶養手当（20歳未満）		特別児童扶養手当障害認定基準による							
障害児福祉手当（20歳未満）		障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準による							
特別障害者手当（20歳以上）		障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準による							
心身障害者扶養共済		○		○	○	○	○		
援 護 金				△		△			
JR運賃割引	1種（本人と介護者）			○					
	2種（本人のみ）	○	○	○	○				
バス運賃割引	1種（本人と介護者）			○	△	△			
	2種（本人のみ）	○	○	○	○	△	△	△	
タクシー料金割引		○	○	○	○				
航空運賃	1種（本人と介護者）			△		△	△	△	
	2種（本人のみ）	○	○	○	○	○	○	○	
有料道路割引	本人運転	○	○						
	家族運転			○					
ゆずりあい駐車場		障害等級が該当し、かつ、歩行が困難な状態にある方							
				○		○			
所得税・住民税控除	特別障害者控除			○		○			
	障害者控除	○	○		○		○	○	
NHK放送受信料減免	全額	世帯全員が非課税の世帯							
	半額	障がい者が世帯主でかつ契約者であり、障害・等級が該当する方							
				○		○			
自動車税の減免	本人運転	△		○		○			
	家族運転			○		○			
携帯電話料金割引		○	○	○	○	○	○	○	
新マル優制度		○	○	○	○	○	○	○	
NET119		△	△						
駐車禁止適用除外標章の取得				○		○			

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

※障害基礎年金欄の記載は目安です。

※携帯電話料金割引については、割引を実施していない会社もあります。

※バス運賃割引・航空運賃の記載は目安です。詳細については各運送事業者にお問合せください。

② 手帳制度

(1) 身体障害者手帳

《概 要》

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害の程度によって1級から6級まで区分され、また旅客運賃の割引等々に用いられる第1種、第2種の種別があり、静岡県知事により認定されます。

手帳の障害名や等級、種別によって受けられる福祉サービスの内容が異なります。

障害名は、次の種類により区分されています。

- 1 視覚障害（1級～6級）
- 2 聴覚又は平衡機能障害
 - ①聴覚障害（2級～4級、6級）
 - ②平衡機能障害（3級、5級）
- 3 音声・言語又はそしゃく機能障害（3級、4級）
- 4 肢体不自由
 - ①上肢機能障害（1級～7級）
 - ②下肢機能障害（1級～7級）
 - ③体幹機能障害（1級～3級、5級）
 - ④乳児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - 1 脳原性上肢機能障害（1級～7級）
 - 2 脳原性移動機能障害（1級～7級）
- 5 内部障害（内部機能障害）
 - ①心臓機能障害（1級、3級、4級）
 - ②じん臓機能障害（1級、3級、4級）
 - ③呼吸機能障害（1級、3級、4級）
 - ④ぼうこう又は直腸機能障害（1級、3級、4級）
 - ⑤小腸機能障害（1級、3級、4級）
 - ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（1級～4級）
 - ⑦肝臓機能障害（1級～4級）

※7級は判定基準はありますが、手帳は発行されません。

《手 続》

身体障害者手帳に関する申請・届出には次のものがあります。

届出先は、いずれも福祉長寿課（☎76-6661）です。

区 分	内 容	提 出 書 類 等
新 規	新規に手帳の交付を受ける とき	・ 交付申請書 ・ 指定医師の診断書・意見書 ・ 写真1枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ 申請者調査書 ・ 個人番号が確認できるもの （マイナンバーカード等）

区 分	内 容	提 出 書 類 等
転 入	既に他県で手帳を所持している者が静岡県に転入してきたとき（静岡市・浜松市・富士市からの転入を含む） 〔静岡県で手帳を交付された者が他県へ転出し、再度静岡県に転入したとき〕	・ 交付申請書 ・ 手帳の写し（表・裏） ・ 写真 1 枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ 申請者調査書 ・ 個人番号が確認できるもの （マイナンバーカード等）
等級変更	既に所持している手帳と同じ障害の程度が変化したとき	・ 再交付申請書 ・ 指定医師の診断書・意見書 ・ 写真 1 枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ 申請者調査書 ・ 手帳の写し（表・裏）
障害名追加	既に所持している手帳と異なる障害を有したとき	・ 再交付申請書 ・ 指定医師の診断書・意見書 ・ 写真 1 枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ 申請者調査書 ・ 手帳の写し（表・裏）
再 交 付	手帳を紛失または破損したとき	・ 再交付申請書 ・ 写真 1 枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ 申請者調査書 ・ 手帳の写し（表・裏） 【紛失時を除く】
再 認 定	既に所持している手帳に再認定時期の記載のある方	・ 再認定申請書 ・ 指定医師の診断書・意見書 ・ 写真 1 枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ 申請者調査書 ・ 手帳の写し（表・裏）
住 所 変 更	手帳所持者が町内転居又は県内から転入するとき 町内転居の場合は、住所訂正 県内から転入の場合は、新住所地で変更する	・ 変更届 ・ 手帳の写し（表・裏）
氏 名 変 更	氏名を変更したとき	・ 変更届 ・ 手帳の写し（表・裏）
転 出	手帳所持者が県外又は静岡市・浜松市・富士市へ転出するとき	・ 転出届 ・ 手帳の写し（表・裏）

区 分	内 容	提 出 書 類 等
死 亡	手帳所持者が死亡したとき	・ 死亡返還届 ・ 使用していた手帳
返 還	障害程度が軽減し、等級に該当しなくなったとき	・ 返還届 ・ 使用していた手帳

※手帳についてのお願い

- 1 住所を変更したときは、30日以内に新住所地の福祉事務所又は町村役場に届出をしてください。
- 2 手帳の障害名の横に再認定年月日が記載されている場合は、期限の1か月前までに福祉長寿課で再認定の手続きをしてください。

(2)療育手帳

《概 要》

療育手帳は、知的障がい児（者）に対する療育の指導や知識の普及及び援護の措置などを受けやすくするため、静岡県知事から知的障がい児（者）に対して交付される手帳で、次のような障害程度の基準があります。

また、手帳に記載される障害程度は、一定期間定めて判定されるもので、「次回の判定年月」欄に指定された時期に、再判定を受ける必要があります。

障 害 程 度	判 定 基 準
A 1（最重度）	おおむね I Q 20 以下
A 2（重 度）	おおむね I Q 21 以上 35 以下
A 3（重 度）	おおむね I Q 36 以上 50 以下で身体障害者手帳（1～3級）を有する者
B 1（中 度）	おおむね I Q 36 以上 50 以下
B 2（軽 度）	おおむね I Q 51 以上 70 以下 (ただし、著しい知的バランスの崩れ、社会生活能力の遅れ等で社会適応が困難な者は特例で I Q 79 以下)
B 3（発達障害）	I Q 80 以上～ 89 以下で発達障害の診断を受けた者

《手 続》

療育手帳に関する申請・届出には次のものがあります。

届出先は、いずれも福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）です。

区 分	内 容	提 出 書 類 等
新 規	①新規に手帳の交付を受けるとき ②転入時に静岡県の手帳に切替えるとき	・ 交付申請書 ・ 調査票 ・ 写真1枚 （上半身脱帽 縦4cm×横3cm） ・ マイナンバーカード

区 分	内 容	提 出 書 類 等
転 入	既に他県で手帳を所持している者が静岡県に転入してきたとき (静岡市・浜松市からの転入を含む) 〔静岡県で手帳を交付された者が他県へ転出し、再度静岡県へ転入したとき〕	・ 転入届 ・ 療育手帳の写し (表・裏) ・ 申出書 ・ マイナンバーカード
再 判 定	手帳の障害程度について再判定 (有期限) を受けるとき	・ 再判定申請書 ・ 調査票 ・ 療育手帳の写し
再 交 付	①紛失したとき ②破損したとき ③記載欄の余白がなくなったとき ④手帳の写真が本人であると認め難くなったとき	・ 再交付申請書 ・ 写真 1 枚 (上半身脱帽 縦 4 cm×横 3 cm) ・ 療育手帳の写し (表・裏) 【紛失時を除く】
変 更 (本人及び 保 護 者)	①居住地が変わったとき (県内へ転出のときは、新住所地の福祉事務所又は町村役場で転入手続きをしてください) ②氏名が変わったとき	・ 記載事項変更届 ・ 療育手帳の写し
転 出	静岡県外又は静岡市、浜松市へ転出するとき	・ 転出届 ・ 療育手帳の写し (表・裏)
返 還	①本人が死亡した ②再判定で非該当となった ③手帳を必要としなくなった	・ 資格喪失届 ・ 療育手帳

※手帳についてのお願い

- 1 住所を変更したときは、30日以内に新住所地の福祉事務所又は町村役場に届出をしてください。
- 2 手帳に記載されている判定期限・有効期限までに、忘れずに福祉長寿課で再判定申請の手続きをしてください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

《概 要》

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にある方が、各種支援を受けやすくするためのものです。

障害の程度の重いものから順に、1級・2級・3級となります。

手帳の有効期限は2年間で、2年ごとに診断書又は年金証書等の写しを添えて、手続きをすることにより更新することができます。

- (1級) 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- (2級) 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
- (3級) 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

《手 続》

精神障害者保健福祉手帳に関する申請・届出には次のものがあります。

届出先は、いずれも福祉長寿課（☎76-6661）です。

区 分	内 容	提 出 書 類 等
新 規	新規に手帳の交付を受ける とき	・ 申請書 ・ 手帳用診断書（障害年金証書と同意書でも可）※ ・ 写真1枚（希望者のみ） ・ マイナンバーカード
都道府県間の 住所変更	都道府県間で住所変更した とき（静岡市・浜松市から の移動を含む）	・ 申請書 ・ 変更届 ・ 手帳 ・ マイナンバーカード
更 新	有効期限を更新するとき	・ 申請書 ・ 手帳用診断書（障害年金証書と同意書でも可）※ ・ 手帳 ・ 写真1枚（希望者のみ） ・ マイナンバーカード
等 級 変 更	障害程度が変更したとき	・ 申請書 ・ 手帳用診断書（障害年金証書と同意書でも可）※ ・ 手帳 ・ 写真1枚（希望者のみ） ・ マイナンバーカード
再 交 付	破損したとき 紛失したとき	・ 再交付申請書 ・ 写真1枚（希望者のみ）
記載事項の 変 更	町内転居及び県内（静岡市・ 浜松市以外）から転入した とき 氏名を変更したとき	・ 記載事項変更届 ・ 手帳 ・ マイナンバーカード
返 還	本人が死亡したとき	・ 手帳返還届 ・ 手帳

※県内（静岡市・浜松市を除く）の転入・転出については、必要な書類が異なりますので、
（☎ 76-6661）までお問合せください。

③ 医療費に関する援護

(1) 自立支援医療『更生医療』

《概要》

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、手術など（角膜手術、関節形成術、外耳道形成術、心臓手術、人工透析療法など）によって障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする効果が見込まれるその医療費の自己負担分の一部を助成します。

《手続》

身体障害者手帳、意見書（指定医師が作成）、健康保険証、所得が確認できる書類、印鑑、マイナンバーカードを持って、福祉長寿課（☎ 76-6661）へ申請してください。

更生医療を受けるときは、事前に町へ申請することが必要です。

(2) 自立支援医療『育成医療』

《概要》

18歳未満の身体に障がいのある児童、又は、治療をしなければ将来において障害を残すと認められる疾患がある児童が、手術などによって障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする効果が見込まれるために必要な医療費の自己負担分の一部を助成します。

《手続》

身体障害者手帳、意見書（指定医師が作成）、健康保険証、所得が確認できる書類、印鑑、マイナンバーカードを持って、福祉長寿課（☎ 76-6661）へ申請してください。

育成医療を受けるときは、事前に町へ申請することが必要です。

(3) 自立支援医療『精神通院医療』

《概要》

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状のある方に、その通院医療費の一部を助成します。

自立支援医療費（精神通院）は、静岡県知事が指定した医療機関において給付されます。有効期限は1年間です。再認定を受ける場合は、有効期限の3か月前から更新手続きができます。

《手続》

医師の診断書、健康保険証、住民税課税証明書、マイナンバーカード及び印鑑を持って、福祉長寿課（☎ 76-6661）へ申請してください。

※精神障害者保健福祉手帳用診断書又は年金証書＋医療用診断書により精神障害保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）の同時申請が可能です。

(4) 重度障害者（児）医療費助成制度

《概要》

重度障がい者（児）の医療費（保険診療自己負担分）から高額療養費や附加給付など、他制度で支給される補てん額を除いた金額を助成します。

ただし、本人や家族の所得により対象とならない場合があります。

《対象者》

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の方
- ② 療育手帳 A 判定の方、B 1 判定の方
- ③ 特別児童扶養手当 1 級の受給対象児
- ④ 内部障害 3 級の身体障害者手帳をお持ちの方（当該障害に係る医療費のみ）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

《手 続》

手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、健康保険証、預金通帳を持って、福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）で申請し「重度障害者（児）医療費助成受給者証」の交付を受けてください。

受診の際に「健康保険証」と「重度障害者（児）医療費助成受給者証」を提示してください。

《交付後》

県外の医療機関で受診した場合「助成金支給申請書」に領収書を添付するか、領収書がレシートの場合は、「助成金支給申請書」に各医療機関で証明をしていただき申請してください。

※助成金の支給対象は、診療を受けた月の翌月から起算して 1 年以内のものに限ります。

なお、新規の方については受給者証交付申請日より後の診療が対象となります。

(5) 精神障害者医療費助成制度『入院』

《概 要》

精神科の入院期間が 90 日を超えた分からの医療費を対象とし、保険診療の自己負担額から高額療養費などの補てん額を控除した金額の 2 分の 1 を助成します。

《対象者》

- ① 入院期間が 90 日を超え、引き続き精神科に入院している精神障がい者で、小山町に住民登録している方
- ② ①の保護者で、小山町に住民登録している方
- ③ ①の方が退院し 180 日以内に再入院したとき

※重度障害者（児）医療費助成制度の対象の方は除きます。

《手 続》

領収書、印鑑、受診者の保険証、通帳（新規のみ）、高額療養費・付加給付支給対象者は決定通知書（コピー可）を持って、福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）へ申請してください。

※新規申請時には、入院してから 90 日目までの領収書もお持ちください。

(6) 後期高齢者医療制度の適用

《概 要》

一定の障害があると認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満の方が静岡県後期高齢者医療広域連合へ申請して認定を受けると、認定の日から後期高齢者医療制度の対象となることができます。

《一定の障害とは》

- ① 国民年金法等における障害年金 1・2 級

② 身体障害者手帳 1・2・3 級及び 4 級の一部

③ 療育手帳 A

④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

《手 続》

一定の障害がわかる書類（国民年金法等における障害年金受給の証明書類、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）を持って、住民課（☎ 76-6100）で申請してください。

④ 補装具・日常生活用具の給付など

（1）補装具の給付・修理

《概 要》

身体障がい者が、障害によって失われた機能を補って日常生活の向上を図るために、次のような種目の補装具の購入や修理に要する費用を助成します。

補装具の種類によっては、医師の意見書や障害者更生相談所の判定が必要になるため、必ず事前に相談してください。

なお、介護保険制度の該当者対象種目は、介護保険制度が優先されます。

障 害 の 区 分	種 目 （ 補 装 具 名 ）
視 覚 障 害	盲人用安全杖・義眼・（弱視・遮光）眼鏡・点字器など
聴 覚 障 害	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	重度障害者用意思伝達装置
肢 体 不 自 由	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器 歩行補助杖・座位保持装置など
平 衡 機 能 障 害	車いす
内 部 障 害（腎臓機能 障害のみの者は除く）	車いす・電動車いす
両 上 下 肢 機 能 全 廃 及 び 言 語 機 能 喪 失	重度障害者用意思伝達装置
心 臓 ・ 呼 吸 機 能 障 害	車いす・電動車いす

《手 続》

申請書に意見書（医療機関で記入）と見積書、手帳、町民税課税状況が分かるものを添付して、福祉長寿課（☎ 76-6661）へ相談・申請してください。

申請は、補装具を製作する前に行ってください。 決定前に購入したものについては対象外となります。

補装具の製作にかかる自己負担額は、障がい者本人及びその配偶者（児童の場合は保護者）の町民税が課税の場合は製作費の 1 割、非課税の場合は無料となります。

ただし、町民税所得割が 46 万円を超える者が世帯にいる場合は、給付の対象外となります。

ます。

また、基準額を超える費用についても自己負担となります。

過去に同じ補装具の交付又は補装具支給決定を受けている場合は、再申請の際に意見書が不要場合があります。電動車椅子の作製と骨格構造義肢の作製・修理、両耳の補聴器などは、その都度意見書が必要です。

(2) 日常生活用具の給付・貸与

《概要》

身体障害者手帳、療育手帳を持っている人の日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付や貸与が受けられます。

また、段差解消など、住環境の改善を行うための住宅改修費を給付します。

介護保険制度該当者の対象種目は、介護保険制度が優先されます。

障 害 の 区 分	種 目
視 覚 障 害	視覚障害者用ポータブルレコーダー・拡大読書器など
聴 覚・言 語 障 害	屋内信号装置・人工喉頭など
肢 体 不 自 由	特殊便器・特殊寝台・入浴補助用具など
内 部 障 害	ネブライザー・電動式たん吸引器・ストーマ装具など

《手 続》

申請書に見積書、手帳、町民税課税状況が分かるものを添付して、福祉長寿課（☎76-6661）へ相談・申請してください。

申請は、購入する前に行ってください。決定前に購入したものは対象外となります。

日常生活用具の給付にかかる自己負担額は、障がい者本人及びその配偶者（児童の場合は保護者）の町民税が課税の場合は基準額の1割、非課税の場合は、無料となります。

ただし、町民税所得割が46万円を超える者が世帯にいる場合は、給付の対象外となります。

また、基準額を超える費用についても自己負担となります。

(3) 車椅子の貸し出し

《概要》

小山町社会福祉協議会（☎76-9906）では、必要に応じて車椅子の貸し出しを無償で行っていますので、必要な方はお問合せください。

⑤ 手当・年金などの支給

(1) 国民年金法による障害基礎年金

《概 要》

国民年金に加入している間にかかった病気や怪我によって、一定の障害の状態にあるときに障害基礎年金が支給されます。

対象は、障害の原因となった病気やけがの初診日が国民年金加入期間、又は20歳前、又は国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方です。

また、保険料の納付要件を満たす必要があります。

国民年金法の障害等級1級又は2級の状態にある方が障害基礎年金を受けることができます。

《手 続》

詳しくは住民課（☎76-6100）までお問合せください。

※厚生年金加入者は、沼津年金事務所（☎055-921-2201）にお問合せください。

(2) 特別児童扶養手当

《概 要》

身体、知的又は精神に重度又は中度の障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で監護している方に支給されます。

ただし、受給者・配偶者及び扶養義務者の前年の所得により手当が受けられない場合があります。

《手 続》

認定請求書に医師の診断書、受給者本人名義の預金通帳の写し又は振込先口座申出書、戸籍謄（抄）本、所得調査同意書、マイナンバーカードを添付して福祉長寿課（☎76-6661）で手続きしてください。

(3) 障害児福祉手当

《概 要》

20歳未満で身体、知的又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児に対して支給されます。

ただし、受給対象者・配偶者及び扶養義務者の前年の所得により、手当が受けられない場合があります。

《手 続》

認定請求書に医師の診断書、所得状況届、口座登録書式、戸籍謄（抄）本、所得調査同意書、マイナンバーカードを添付して福祉長寿課（☎76-6661）で手続きしてください。

(4) 特別障害者手当

《概 要》

20歳以上で身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時

特別の介護を必要とする在宅の障がい者に対して支給されます。ただし、受給対象者・配偶者及び扶養義務者の前年の所得により、手当が受けられない場合があります。

《手 続》

認定請求書に医師の診断書、所得状況届、口座登録書式、戸籍謄（抄）本、所得調査同意書、マイナンバーカードを添付して福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）で手続きしてください。

(5) 心身障害者扶養共済制度

《概 要》

障がい者（児）を扶養している保護者が毎月の掛金を納付することにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がい者（児）に対し1口につき終身月額2万円の年金が支払われます（2口を限度として加入できます）。

毎月の掛金は、加入時の保護者の年齢に応じて決まりますが、所得状況により減免される制度があります。

また、この制度に1年以上継続加入していた場合で、扶養されていた障がい者（児）が加入者よりも先に亡くなられたときは、加入期間に応じて弔慰金が支払われます。

《対 象》

療育手帳の所持者、身体障害者手帳1～3級の所持者及びこれと同程度の精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している保護者で加入時の年齢が65歳未満の方

《手 続》

加入申込書は、福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）にありますので、加入を希望される方はお問合せください。

(6) 心身障害者扶養共済制度掛金助成金（小山町総合福祉給付金）

《概 要》

心身障害者扶養共済制度に加入して、掛金を納付した心身障がい児（者）の保護者（加入者）に掛金の3分の1の額を助成します。

助成額：掛金の3分の1の額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(7) 援護金（小山町総合福祉給付金）

《概 要》

自宅で生活をされている重度の障がい者を有する方の生活の向上と介護している方の労をねぎらう目的で援護金を給付します。

《対 象》

療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

障害等基準日（毎年3月1日）の前1年の間に年間8日以上施設入所をしていた方と、通算3か月以上入院していた方は対象となりません。

《手 続》

対象者に毎年4月にご案内を送付しますので、申出書、振込先口座を添えて福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）で、手続きをしてください。

⑥ 乗り物に関する援護

(1) JR、県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引

《概 要》

手帳所持者に対してJR、県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃の割引が受けられる場合があります。

《利用方法》

乗降時に手帳を提示することによって、割引が受けられます。

割引乗車券は、販売窓口で手帳を提示して購入してください。

詳細は、各運送事業所にお問合せください。

(2) 有料道路通行料金の割引

《概 要》

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障がい者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金の割引制度があります。

《対象者》

①障がい者自らが運転する場合

→ 身体障害者手帳所持者

②介護者が運転する場合

→ 身体障害者手帳所持者で手帳に第1種身体障害者の記載のある方、療育手帳所持者で障害程度がAの方

《対象となる自動車の範囲》

①事前に登録できる自動車は、障がい者の方お1人につき1台です。

E T C無線通行される場合は、事前にE T Cカード、E T C車載器の登録が必要です。

②事前に登録されていない自動車（知人の車、タクシー、レンタカー等）でのご利用時にも一定の要件のもとで障害者割引の適用ができます。

なお、ご利用にあたっては、料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された手帳を提示する必要があります。

《手 続》

福祉長寿課（☎76-6661）又はオンラインにて申請してください。

《制度の詳細及びオンライン申請について》

NEXCO中日本お客様センター ☎0120-922-229 【24時間】

☎052-223-0333 【24時間】

(3) 介護タクシー

《概 要》

外出が困難な障がい者で、公共交通機関を利用することが困難な方を車椅子リフト車等有償輸送します。乗車や降車の介助が受けられます。利用料金等詳細は、事業所へお問合せください。

《事業所》

アイティ介護サービス	小山町大胡田	76-3322
御殿場十字の園	御殿場市深沢	83-1999
スルガケアサービス御殿場営業所	御殿場市萩原	84-4709
訪問介護ほたる	御殿場市六日市場	89-0348
介護タクシーくるくる	御殿場市深沢	84-9696

(4) 福祉有償運送サービス

《概要》

障がいのある人で、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所時に有償で送迎サービスが受けられます。

利用料金等詳細は、事業所へお問合せください。

《対象者》

視覚障害又は両上下肢の機能障害のある身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

事前に申請して支給決定を受ける必要があります。

《事業所》

事業所名	連絡先
特定非営利活動法人 シー・ディー・シー	055-981-7330

(5) ゆずりあい駐車場

《概要》

福祉長寿課の窓口申請することで利用証が交付され、公共施設、商業施設などに設置された車いすマークの駐車場が利用しやすくなります。

《対象者》

障がい者、要介護高齢者、妊産婦などで歩行が困難な方です（詳しくは申請時に対象となるかご相談ください）。

《申請》

福祉長寿課（☎76-6661）で手続きをしてください。

7 税金及び公共料金の控除・免除

(1) 所得税・住民税等の控除

《概要》

所得申告者本人、配偶者又は親族（配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る）が障害者手帳を所持している場合「特別障害者控除」又は「障害者控除」が適用され、所得税及び住民税が軽減されます。

控除額は次のとおりです。

区 分 (控除内容)	対 象	控 除 額 (同居の場合)	控 除 額 (別居の場合)
所 得 税 (所得控除)	特別障害者控除（本人、配偶者、家族） 身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	75 万円	40 万円
	障害者控除（本人、配偶者、家族） 身体障害者手帳 3 級～6 級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級	27 万円	27 万円
住 民 税 (所得控除)	特別障害者控除（所得税と同じ）	53 万円	30 万円
	障害者控除（所得税と同じ）	26 万円	26 万円

《手 続》

確定申告又は年末調整時に申告することによって控除されます。

その他、相続税、贈与税、事業税についても減免、控除、非課税措置を受けられる場合があります。

※所得税、相続税、贈与税についての問合せ先

沼津税務署 ☎055-922-1560

※事業税についての問合せ先

沼津財務事務所 ☎055-920-2013

※住民税についての問合せ先

税務課 ☎76-6102

(2) NHK受信料の減免

《概要》

手帳の等級や障害の種類によりNHKの受信料の全額免除又は半額免除（障がい者本人が世帯主の場合）が受けられることがあります。

《手 続》

手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、印鑑を持って、福祉長寿課（☎76-6661）で手続きをしてください。

(3) 自動車税の減免

《概 要》

障がい者本人が運転する自動車及び主に障がい者の使用に供する障がい者と生計を一にする者が運転する自動車について、自動車税が減免されます。障がい者が施設入所している場合や長期入院されている場合は減免の対象外となります。

《手 続》

- ① 本人運転の場合 → 障害者手帳、運転免許証、車検証及び印鑑
- ② 生計同一者の場合 → 障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑及び

生計同一証明書（福祉長寿課で発行）

※減免希望をする自動車の使用者及び所有者は、障がい者名義の自動車対象となります。

《申請先》

※普通自動車

〒410-0055 沼津市高島本町 1－3 静岡県東部総合庁舎 5階

沼津財務事務所 自動車税課（☎055－920－2019）

※軽自動車

税務課（☎76－6102）

減免の対象となる障害程度は、次のとおりです。

身 体 障 害 者 手 帳							療育手帳		精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳			
区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級
視覚障害		◎	◎	◎	△			◎		◎		
聴覚障害			◎	◎								
平衡機能障害				◎								
喉頭摘出による音声機能障害				○								
上肢不自由		◎	◎									
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○					
体幹不自由		◎	◎	◎		○						
脳原生運動	上肢機能	◎	◎									
機能障害	下肢機能	◎	◎	◎	○	○	○					
心臓機能障害		◎		◎								
じん臓機能障害		◎		◎								
呼吸器機能障害		◎		◎								
ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		◎		◎								
肝臓機能障害		◎	◎	◎								
免疫機能障害		◎	◎	◎								

- ※ ◎印は、障がい者本人または生計同一者が運転する場合。
○印は、障がい者本人が運転する場合のみ。
△印は、一部該当。

《減免額》

自動車税減免額は、原則として45,000円（グリーン化税制対象車の場合は適用後の額）が減免の上限額となります。

※本来の税額が減免を超える場合は、その差額を納付してください。

※(軽)自動車税環境性能割は、原則として取得価格300万円を限度として、上限を超える場合は、(軽)自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額の納付が必要になります。

(4) 携帯電話基本使用料等の割引

《概 要》

携帯電話の基本使用料、通話料など各社割引制度があります。

《問合せ・手続》

各携帯電話会社へお問合せください。

(5) 新マル優制度

《概 要》

預貯金や国債などについて、あらかじめ金融機関で手続きすることにより、元本350万円を限度として利子などが非課税となります。

《対象者》

国内に住所を有する個人で障害基礎年金受給者、障害児童福祉手当受給者、特別障害者手当受給者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等です。

《手 続》

各金融機関で手続きしてください。

⑧ 自立支援給付

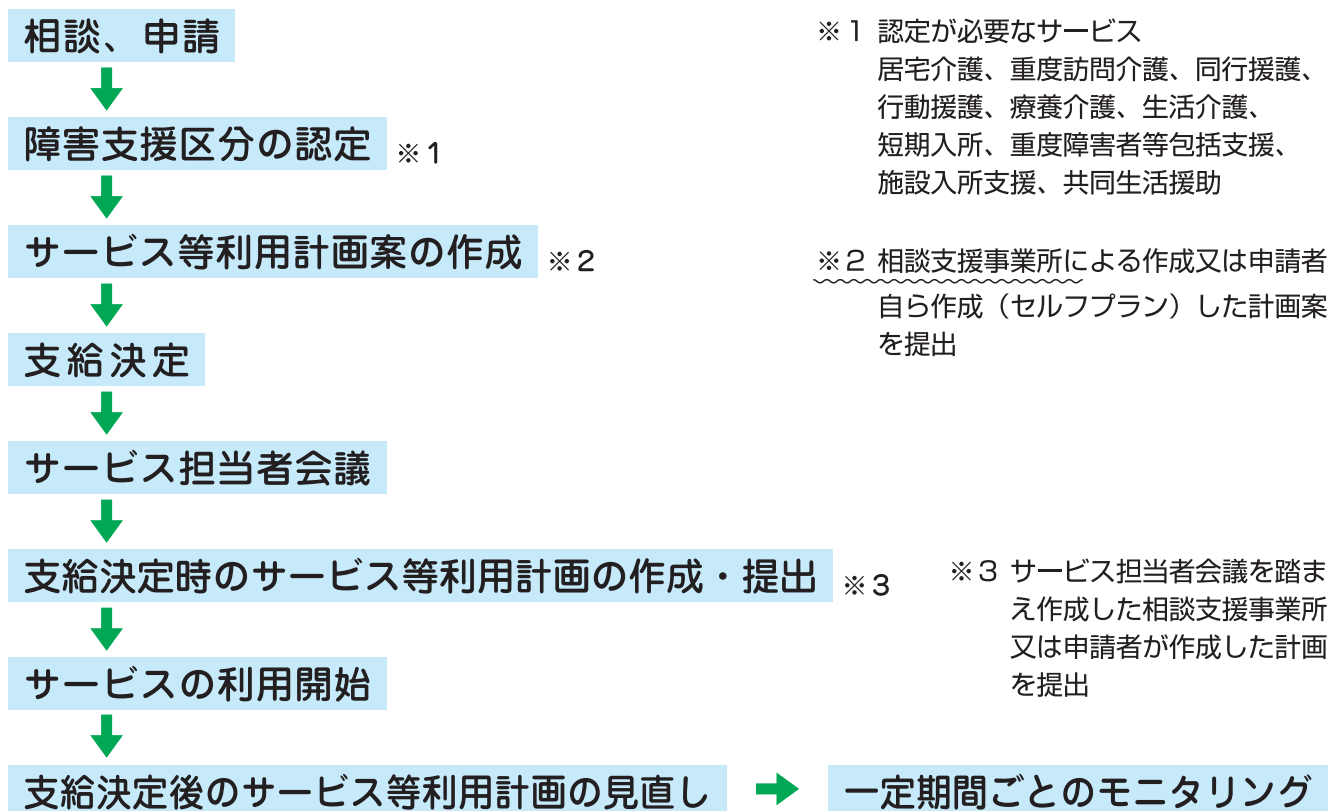
《概 要》

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障がいのある人が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。

《利用の手続き》

自立支援給付の利用を希望する際は、福祉長寿課（☎76-6661）に相談し自立支援給付費の支給申請をします。

心身の状況等の調査を受け、自立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援給付の支給決定がされ、希望する事業者と契約を結び、サービスを利用します。



※2 小山町・御殿場市相談支援事業所

小山町	駿東学園相談サポートセンター なでしこ
	インマヌエル相談支援事業所 ノエル
御殿場市	やまいも倶楽部
	障害児者サポートセンター ふがく
	障害者相談支援センター 御殿場十字の園
	相談支援センター さくら
	相談支援 野菊
	共に考える相談支援事業所
	相談事業所 ステップ・ワン
	相談支援センター むつみ
	相談支援センター SOKKA

《利用者負担》

サービスを利用したときは、事業者や施設に対して利用者負担額（原則1割負担）を払います。所得に応じ、月額負担上限額の設定や個別の減免措置が設けられています。

また、食費や光熱水費については自己負担があります。

《申請》

福祉長寿課（☎76-6661）で手続きをしてください。

(1)居宅介護（ホームヘルプ）

《概 要》

日常生活に何らかの支障をきたしている在宅の心身障がい児（者）等に、入浴、排せつ、食事などの身のまわりの世話や家事の援助を行うホームヘルパーを利用できます。

(2)重度訪問介護

《概 要》

重い障害があり常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事などの介護をします。また、外出するときの移動中の介護など総合的な介護を行います。

(3)重度障害者等包括支援

《概 要》

常に介護を必要な重度の障がいのある人に、支援員が居宅介護やその他障害福祉サービスを組み合わせて支援をします。

(4)同行援護

《概 要》

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に必要な情報を提供及び移動の援護や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）などを行うヘルパーの派遣をします。

(5)行動援護

《概 要》

知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出する時の移動の支援をします。

(6)療養介護

《概 要》

医療が必要で常に介護も必要な人に、医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での日常生活の支援などをします。

(7)生活介護

《概 要》

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設などの施設で日中に入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

(8)短期入所（ショートステイ）

《概 要》

自宅で介護している家族が冠婚葬祭や疾病等の事由により、在宅介護が困難になった場合

に、短期間障害者支援施設などで、入浴・排せつ・食事の介護を行います。

(9) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

《概 要》

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(10) 就労移行支援

《概 要》

一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

(11) 就労継続支援（A型・B型）

《概 要》

一般企業等での就労が困難な人に、就労機会の提供や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(12) 就労定着支援

《概 要》

一般就労へ移行した人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

(13) 共同生活援助（グループホーム）

《概 要》

地域での少人数の共同生活を支援するサービスです。

共同生活を行う住居における、主に夜間に行われる相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

(14) 自立生活援助

《概 要》

施設を利用していた人が、ひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な訪問や随時の対応により必要な助言などの支援を行います。

(15) 施設入所支援

《概 要》

施設に入所して、入浴や排せつ食事などの介護等を行います。

⑨ 障害児通所給付

《概 要》

障がいのある児童や難病等の児童、発達に課題のある児童を対象としたサービスです。

《利用の手続き》

利用を希望する際はこども未来課（☎ 7 6 - 6 1 2 6）に相談し申請します。

利用が適当と認められたときは支給決定がされ、希望する事業者と契約を結び、サービスを利用します。

《利用者負担》

サービスを利用したときは、事業者や施設に対して利用者負担額（原則 1 割負担）を払います（所得に応じ、月額負担上限額の設定や個別の減免措置が設けられています）。

(1) 児童発達支援

《概 要》

未就学児の障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作や知識を指導し、集団生活に必要な適応訓練等の支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

《概 要》

就学中の児童を対象に、放課後や長期休暇中に生活能力の向上のための必要な訓練や、地域社会との交流促進などの支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

《概 要》

保育所などに通う児童を対象にして、支援員が施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

⑩ 地域生活支援事業

《概 要》

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の事業を行っています。

《利用の手続き》

福祉長寿課（☎ 7 6 - 6 6 6 1）で手続きをしてください。

(1) 相談支援事業

《概 要》

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に専門職員が応じ、必要な情報提供や支援を行います。

《施 設》

種 別	施 設 名（事業所の所在地）	連 絡 先
身 体 障 害	（福）十字の園 障害者相談支援事業【御殿場市】	050-3449-6762
知 的 障 害	（福）ミルトス会 駿東学園相談サポートセンター なでしこ【小山町】	7 6 - 3 8 0 8
	（福）富岳会 在宅障害児者サポートセンターふがく 【御殿場市】	8 7 - 0 2 5 9
精 神 障 害	（福）飛翔の会 やまいも倶楽部【御殿場市】	8 0 - 0 5 5 7

(2) 手話通訳者の派遣

日常生活を営むうえで手話通訳を必要とする聴覚及び音声・言語機能障害者に手話通訳者を派遣します。

(3) 移動支援事業

《概 要》

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための移動支援を行います。

ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、宿泊を伴う外出は支給の対象外です。

《費 用》

事業に要する基準額の1割の利用者負担がかかります。

また、この事業の利用の際に使用した公共交通機関等の費用は、移動支援を行う者の費用も含めて利用者の負担になります。

(4) 地域活動支援事業

《概 要》

障がいのある人が通い、創作的活動、生産活動、社会との交流等を行うデイサービス事業です。

《対象者》

在宅の障がい者

《費 用》

サービスにかかる利用者負担額は無料です。ただし、食費や活動にかかる材料費等については自己負担となります。

《施 設》

種 別	施 設 名（事業所の所在地）	連 絡 先
身体障害者	（福）十字の園 地域活動支援センター くろっちょ【御殿場市】	050-3449-6762
知的障害者	（福）ミルトス会 駿東学園地域活動支援センター こでまり【小山町】	7 6 - 3 8 0 8
精神障害者	（福）飛翔の会 やまいも倶楽部【御殿場市】	8 0 - 0 5 5 7

《サービスの内容》

- ①基本事業 機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護方法の指導、スポーツ、レクリエーション、健康指導
- ②創作活動 手芸、工作、絵画、陶芸等の技術援助及び作業
- ③入浴サービス 実施しない事業所もあります
- ④給食サービス 食事の提供
- ⑤介護サービス 更衣、排せつ等の身体介助
- ⑥送迎サービス 送迎サービスを行う事業所もあります

(5) 訪問入浴サービス事業

《概 要》

家庭の入浴設備で入浴することが困難な重度の身体障がい者に対し、移動入浴車によりその方の家庭において入浴サービスを行います。

《費 用》

事業に要する費用の一割の負担がかかります。

事業所名	
ツクイ	アサヒサンクリーン

(6) 日中一時支援事業

《概 要》

障がい者等の日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

《費 用》

事業に要する経費の一割の定率負担がかかります。食費、光熱水費については自己負担となります。

事業所名					
富岳会	いろは	あけぼの	さくら学園	ステップ・ワン	
つばさ	博友会	駿東学園	茶畑ヒルズ	伊豆医療福祉センター	
春風会	野菊寮	十字の園	ココiko 原里	裾野市手をつなぐ育成会	
福祉を共に考える会「つどいの家」					

11 その他事業

(1) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

《概 要》

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のある児童については、補聴器購入費の助成が受けられる場合があります。

《手 続》

申請書に意見書（医療機関で記入）と見積書を添付して、福祉長寿課（☎76-6661）へ相談・申請してください。

申請は、補聴器を購入する前に行ってください（決定前に購入したものについては対象外となります）。

費用については、原則購入費等の3分の1が自己負担となります。（所得に応じて一定の負担上限額が設けられています。）

(2) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

《概 要》

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具の給付を行います。

《手 続》

申請書に意見書（医療機関で記入）と小児慢性特定疾患医療受給者証の写し・見積書を添付して、福祉長寿課（☎76-6661）へ相談・申請してください。

申請は、日常生活用具を購入する前に行ってください（決定前に購入したものについては対象外となります）。

費用については、所得に応じて一定の負担基準額が設けられています。

(3) NET 119

《概 要》

スマートフォン等からインターネットを利用していつでも通報場所を管轄する消防本部へ119番通報ができるサービスです。

《対象者》

御殿場市、小山町に在住している方

聴覚や言語機能障害等により音声会話が困難である方

《申 請》

専用のQRコードを読み込むか、福祉長寿課（☎76-6661）で手続きをしてください。

(4) 電話リレーサービス

《概 要》

聴覚や発話に困難がある方ときこえる方との会話を、通話オペレーターが手話又は文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

《サービス提供機関》

（一財）日本財団電話リレーサービス

電 話 03-6275-0910

FAX 03-6275-0913

メール info@nftrs.or.jp



(5) 駐車禁止適用除外標章の取得

《概 要》

標章を提示することによって、身体障がい者（児）又はその介護者が障がい者の通院等で自動車を使用し駐車する際に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外される制度です。

《対象者》

身体障害者手帳（障害区分ごとに定める級を有し、歩行が困難であると認められるもの）、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の所持者

《申請・問合せ》

免許証、印鑑、手帳、公安委員会の管轄区域内に住所を有していることを証明する書面の写しを持って、御殿場警察署交通課（☎84-0110）で手続きをしてください。

(6) ヘルプマーク・ヘルプカード

《概 要》

ヘルプマークは、障がいのある人、難病患者、妊婦等が、周囲の方から援助を受けやすくするためのマークです。また、ヘルプカードは、いざというときに必要な支援や配慮について記載し、携帯することによって、緊急時や災害時、困った際に、配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。

どちらも福祉長寿課で配布しています。

市町の窓口申請することで交付されます。

《対象者》

希望される方

《申請・問合せ》

福祉長寿課（☎76-6661）で手続きをしてください。

(7) ふれあい案内（NTT無料番号案内）

《概 要》

NTT東日本およびNTT西日本が行っている福祉サービスの一つです。

各種障害者手帳を取得している障がい者に対し、無料で電話番号案内をするサービスです。

電話帳を利用することが困難な人を対象としています。

利用にあたっては事前に登録が必要です。

《対象者》

・身体障害者手帳を持っている人のうち

視覚障害	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1、2級
聴覚障害	2、3、4、6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3、4級

- ・戦傷病者手帳を持っている人のうち

視覚障害	特別項症～第6項症
肢体不自由（上肢）	特別項症～第2項症
聴覚障害	第2、4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1、2、4項症

- ・療育手帳を持っている人
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人

《申し込み》

電話番号 フリーダイヤル 0120-104174

FAX番号 フリーダイヤル 0120-104134

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(8) NTTふれあいファックス

《概要》

耳や言葉の不自由な方から電話の移転、注文、故障などの相談、サービスの問合せなどをファックスで受けるサービスです（無料）。

《問合せ》

FAX番号 フリーダイヤル 0120-201390

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

⑫ 障がい者に関するマークについて

マーク	名 称	表 す 意 味 な ど
	障害者のための国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。建物の規定など、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用方針」により定められています。 このマークは、「すべての障がい者を対象にしている」ものです。 ※駐車禁止を免れたり、障害者専用駐車場を優先的に使用できるなどの証明にはなりません。
	盲人のための国際シンボルマーク	1984年に世界盲人連合（WBU）で制定された「視覚に障がいのある方のための国際シンボルマーク」です。 視覚障がい者の「安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられます。 信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

	身体障害者標識 (身体障害者マーク)	肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、必ず表示しなければならないというわけではありません。 このマークには法的拘束力があります。やむを得ない場合を除き、このマーク表示を付けた車に無理な幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 ※このマークは、運転免許試験場売店やカー用品店などで販売しています。福祉長寿課で発行・販売はしていません。
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。このマークの表示については義務付けされています。 このマークには法的拘束力があります。やむを得ない場合を除き、このマーク表示を付けた車に無理な幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 ※このマークは、運転免許試験場売店やカー用品店などで販売しています。福祉長寿課で発行・販売はしていません。
	耳 マ ー ク	聴覚障がい者は、障害のあることが外見からは分かりにくいために誤解されたり、不利益な待遇を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーション等に配慮が必要です。
	ろう者の マスコットマーク	タツノオトシゴは耳を型どっており、愛嬌があり、全国のろう者（聴覚に障がいのある方）のマスコットとされています。 3月3日「耳の日」にちなんだ「3」の数字、ろう者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単純な表現で見やすいものです。
	オストメイトマーク	オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者を言います。このためトイレには、オストメイトが排泄物の処理、皮膚の清拭・洗浄などができる設備が必要であり、かつ、外見上は身体障がい者であることが判別しにくいオストメイトが身障者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入口に表示されることが必要です。
	ハート・プラス マーク	「身体内部に障害のある方」を表現しています。身体内部を意味する「ハートマーク」に、思いやりの心を「プラス」。身体内部に障がい（心臓機能障害など）のある方は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など外見からは分からなくても配慮を必要としている方が、援助が得やすくなるためのマークです。 経済産業省で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本工業規格（JIS）案内用図記号の見直しの議論が行われ、平成29年7月に「ヘルプマーク」が追加されました。
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴することを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。
	障害者雇用支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

